



令和8年版
市立小樽図書館

図書館要覧



(令和7年度の利用概要)

市立小樽図書館運営方針

◆ 基本理念

～本と人が出会い、つながりひろがる、みんなで創る小樽図書館～

いつでもどこでもだれもが自ら学習する生涯学習の拠点として、暮らしやまちづくりに役立つ図書館を目指します。

◆ 4つの方針

- ・ 市民の暮らしやまちづくりに役立つ情報拠点を目指します。
- ・ 小樽の歴史・文化を保存し、次の世代へ伝えます。
- ・ 子どもの本の出会いをつくれます。
- ・ 市民との連携・協働を進めます。



目 次

1. 市立小樽図書館のあゆみ	1～2
2. 施設の概要	3
3. 図書館の予算	4
4. 機構(運営体制)	4
5. 蔵書状況	5
(1) 図書 (2) 逐次刊行物 (3) 視聴覚資料	
6. 令和7年度図書館利用概要	6～10
(1) 年度別入館者数及び利用者数	6
(2) 図書館利用登録者数	6
(3) 年齢区分別貸出利用者数	7
(4) 貸出者数及び貸出冊数	7
(5) リクエスト集計表	8
(6) 予約内訳別集計表	8
(7) 市内サービスセンター利用(受取・貸出)集計表	8
(8) 相互貸借(借受・貸出)集計表	8
(9) レファレンス(調査相談)等集計表	8
(10) 道立図書館利用登録件数	8
(11) 各種広報媒体	8
(12) 団体貸出	9
(13) 移動図書館車ステーション別貸出人数及び貸出冊数	10
7. 令和7年度事業実施状況	11～12
(1) 事業実施一覧(一般・児童・全対象)	11
(2) 事業実施一覧(定期事業)	11
(3) 事業実施一覧(学校連携)	11
(4) 資料展示開催状況	12
8. 図書館条例・規則	13～16
■ 市立小樽図書館条例	13
■ 市立小樽図書館条例施行規則	15

1. 市立小樽図書館のあゆみ

大正 5年	8月	区立小樽図書館創立
大正 6年	8月	区立小樽図書館設置(小樽区役所内)
大正11年	8月	市政施行により市立小樽図書館と改称
大正12年	11月	旧図書館本館竣工
昭和17年	9月	書庫完成
昭和31年	7月	小樽博物館内に図書室開設
昭和41年	10月	博物館内図書室を市立小樽図書館手宮分室と改称
昭和43年	7月	市立小樽図書館協議会を設置
昭和47年	7月	市立小樽図書館北小樽分館(清水町3番1号)を開設(手宮分室を閉鎖)
昭和49年	7月	移動図書館車「そよかぜ号」運行開始(21ステーション)
昭和56年	7月	旧図書館解体 新図書館の建設に着手(旧館跡地)
昭和57年	11月	新図書館竣工
昭和58年	3月	新図書館開館
	5月	移動図書館車「うしお号」に更新
平成 9年	4月	総合・銭函・塩谷のサービスセンターでの図書返却受付開始
平成11年	12月	図書館ホームページの開設
平成12年	7月	都通り商店街「ふれあいプラザ」での図書返却受付開始
平成13年	4月	夜間開館を開始
		業務の電算化に着手(平成13～16年度の4か年計画)
平成15年	4月	ブックスタート事業開始(小樽市ブックスタート協議会連携)
平成16年	4月	郷土資料を除く一般書・児童書のデータベース化を終了し、図書館業務の電算化開始
平成17年	3月	郷土資料のデータベース化を終了
	4月	図書館業務の電算化を完全実施 開館時間を延長し、祝日開館を実施
平成18年	11月	創立90周年記念事業を実施
平成19年	4月	小樽商科大学図書館との連携貸出サービスを開始
	10月	市立小樽図書館北小樽分館 10月末で閉館
平成22年	6月	南樽市場内「みなみ」での図書返却受付開始
平成23年	4月	移動図書館車「わくわくブック号」に更新
平成25年	5・6月	新館オープン30周年記念事業を実施
平成26年	4月	図書館業務の電算システム更新を実施、インターネット予約開始
	7月	「スクール・ライブラリー便」事業を本格実施
平成27年	5月	小樽市立病院への図書提供支援事業開始
	8月	録音図書及び点字図書館資料の貸出事業開始

平成28年	6月	図書館Facebookを開始
	10月	創立100周年記念事業を実施
平成29年	10月	第1回「小樽市子どもの読書活動推進計画」検討委員会開催
	11月	第1回「としょかん発おたる子ども読書の日」を開催
平成30年	8月	一般閲覧室にAVコーナー設置
平成31年	3月	「小樽市子どもの読書活動推進計画」策定
令和元年	4月	図書館システム更新
令和2年	7月	ボクダン・メチコフスキー、セイコ・メチコフスキー（川上精子）夫妻からの寄附により 児童閲覧室、休憩コーナー、テラス、学習室等をリニューアル
令和3年	5月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用開始
	7月	図書貸出窓口を市内各サービスセンターに拡充 「おたるまちなか図書館」の試行開始
令和4年	5月	「おたるまちなか図書館」本格実施
	8・9月	2022 小樽市制100周年記念事業「海で拓かれた北海道の過去・現在・未来」を実施
令和5年	9月	館内にて北海道立図書館無料利用登録会を実施
	10月	北海道立図書館のインターネット予約サービスの受取館に登録
令和6年	3月	館内でのWi-Fi供用開始
	4月	図書館システム更新 図書館Instagram及びYoutube開設 北海道立図書館利用登録開始
	7月	児童室、学習室、視聴覚室に冷房設備設置
令和7年	3月	「小樽市子どもの読書活動推進計画（改定版）」公表



2. 施設の概要

名 称	市立小樽図書館
所在地	小樽市花園5丁目1番1号
■ 構造・階数	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
■ 敷地面積	2,316.5 m ²
■ 建築面積	1,110.9m ²
■ 延床面積	2,489.034 m ²
総工費	6億6,800万円（設備を含む）
1 駐車場	11台収容
2 一般室	56席（軽読書コーナーを含む） ・ 開架図書 8万冊
3 児童室	26席 ・ 開架図書 3万冊
4 郷土資料室	24席 ・ 開架図書 1万冊 ・ 閉架図書 3万冊所蔵可能
5 地下保存書庫	17万冊所蔵可能
6 視聴覚室	70席
7 会議室	12席
8 学習室	36席
9 休憩コーナー	32席（うちテラス4席）
10 移動図書館書庫	1万冊所蔵可能
11 移動図書館車 わくわくブック号	平成23年製 三菱改造型マイクロバス 図書2,000冊積載



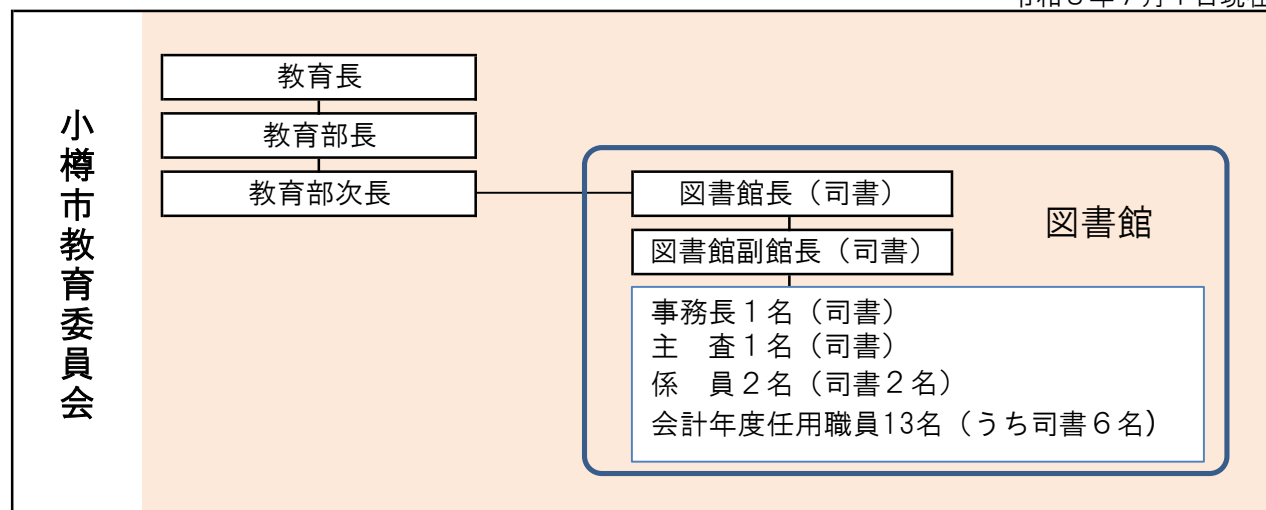
3. 図書館の予算

(単位：千円)

経費名	内 容	令和7年度	令和8年度	前年度比
管理運営費	図書館協議会経費	60	60	0
	会計年度任用職員報酬等	34,984	36,887	1,903
	図書館バス経費	2,102	2,149	47
	読書週間等経費	32	32	0
	図書館電算機関係経費	4,081	3,509	▲ 572
	管理経費 (旅費・コピー用紙等事務用品・郵送料 電話料・複写機使用料ほか)	1,873	1,837	▲ 36
	小 計	43,132	44,474	1,342
施設維持関係費	防災設備保守点検委託料	378	396	18
	施設維持補修費	600	100	▲ 500
	燃料・光熱水費	5,900	6,441	541
	清掃等委託料	6,055	7,104	1,049
	PCB廃棄物処理関係経費	1,796	0	▲ 1,796
	小 計	14,729	14,041	▲ 688
図書等資料整備費	図書購入費	8,045	8,045	0
	新聞・雑誌購入費	1,955	1,955	0
	小 計	10,000	10,000	0
子ども読書活動 推進事業費	会計年度任用職員報酬 ほか	3,039	2,824	▲ 215
	小 計	3,039	2,824	▲ 215
創立110周年記念事業費	創立110周年記念事業費	0	200	200
	小 計	0	200	200
	合 計	70,900	71,539	639

4. 機構（運営体制）

令和8年7月1日現在



5. 蔵書状況

(1) 図書

(単位：冊)

区分	館別	本 館	移動図書館	S L 便	合 計	割 合(%)
一般書	総記	7,596	53	2	7,651	2.3
	哲学	9,673	177	2	9,852	3.0
	歴史	21,574	179	9	21,762	6.7
	社会科学	37,288	322	6	37,616	11.5
	自然科学	13,921	251	6	14,178	4.3
	技術(工学・工業)	13,805	862	5	14,672	4.5
	産業	6,564	131	2	6,697	2.0
	芸術	18,548	1,386	22	19,956	6.1
	言語・語学	3,145	40	7	3,192	1.0
	文学	83,682	7,599	75	91,356	27.9
	郷土資料	38,512	32	2	38,546	11.8
	計	254,308	11,032	138	265,478	81.2
児童書		47,933	4,644	9,062	61,639	18.8
合 計		302,241	15,676	9,200	327,117	100.0

※分類は日本十進分類法による。

※令和3年度より学校巡回文庫の蔵書はSL便と合算した。

※割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならないことがある。

(2) 逐次刊行物

(単位：誌)

	購 入	寄 贈	合計
雑誌	96	90	186
新聞	10	14	24

※小樽新聞 明治28年5月～
 ※北海タイムス 大正元年8月～
 ※北海道新聞 昭和17年10月～

(3) 視聴覚資料

種類	大型絵本	エプロンシアター	パネルシアター	ペープサート	ジャンボ紙芝居
所蔵数	319	40	113	14	17

種類	マイクロフィルム	16ミリ/8ミリフィルム	ビデオ	DVD	朗読CD
所蔵数	1,144	79	862	558	487

6. 令和7年度図書館利用概要

人 口		101,671 人		(令和8年3月末現在)	
開館日数(本館)	299 日	蔵書冊数	327,117 冊		
入館者数(本館)	135,612 人	蔵書受入数	5,806 冊		
利用者数(全館)	169,190 人	内訳			
		購入図書冊数	4,730 冊		
		寄贈図書冊数	1,076 冊		
図書館利用登録者数	46,873 人	除籍図書冊数	6,783 冊		
貸出者数(全体)	74,927 人	図書等資料整備費	10,000 千円		
貸出冊数 (団体貸出を含む)	268,967 冊				

- 1日当たりの入館者数 454 人 (入館者数/開館日数)
- 人口1人当たりの貸出冊数 2.65 冊 (貸出冊数/人 口)
- 人口1人当たりの蔵書数 3.22 冊 (蔵書冊数/人 口)
- 人口1人当たりの資料整備費 98 円 (資料整備費/人 口)

(1) 年度別入館者数及び利用者数

区分 年度	本館			全館	
	開館日数	入館者数	1日当たりの入館者数	利用者数	1日当たりの利用者数
R3	272	111,255	409	148,720	547
R4	294	141,696	481	175,070	595
R5	292	144,445	494	180,675	619
R6	299	149,508	500	183,513	614
R7	299	135,612	454	169,190	566

※ 利用者数

入館者数、移動図書館及び貸出文庫の貸出者数、また、スクールライブラリー便などの学校利用者数のほか、館外での図書館事業の利用者数の合計

(2) 図書館利用登録者数

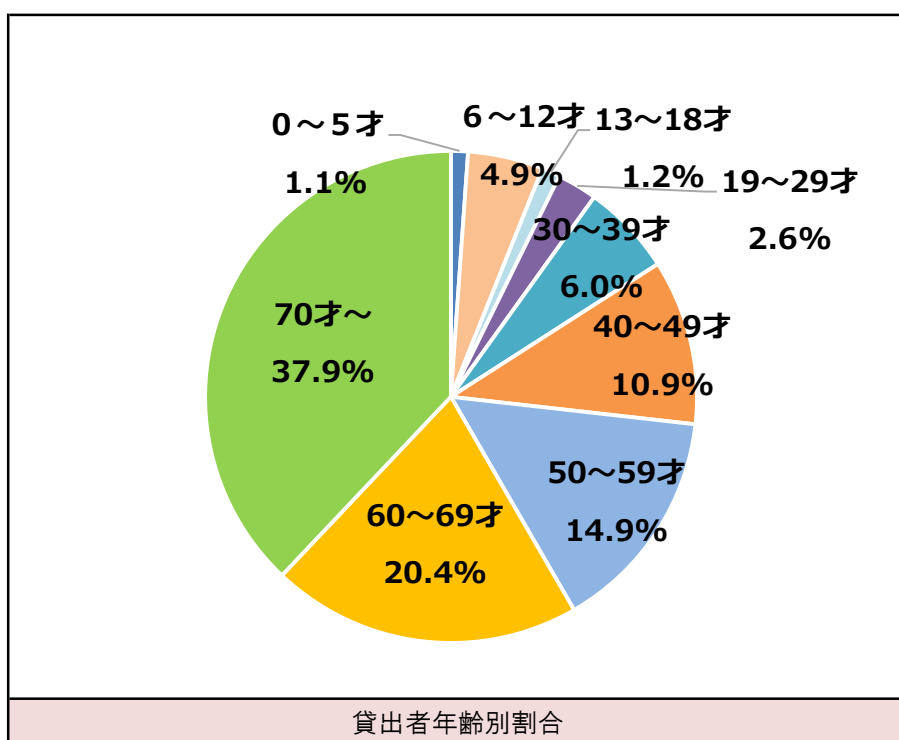
区分 年度	登録者数	人 口	登録率(%)
R3	42,806	109,712	39.0
R4	43,889	107,908	40.7
R5	45,059	105,661	42.6
R6	45,983	103,698	44.3
R7	46,873	101,671	46.1



(3) 年齢別貸出人数

年齢	0～5才	6～12才	13～18才	19～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才～	合計
人数	753	3,359	829	1,788	4,086	7,391	10,124	13,870	25,791	67,991
割合(%)	1.1	4.9	1.2	2.6	6.0	10.9	14.9	20.4	37.9	100

※割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならないことがある。



(4) 貸出者数及び貸出冊数

年度	区分	本 館		移動図書館		貸出文庫等		合 計	
		貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数	貸出者数	貸出冊数
R3		55,756	216,916	3,736	17,034	8,832	14,862	68,324	248,812
R4		65,486	256,875	4,056	19,825	5,686	9,822	75,228	286,522
R5		65,604	252,118	3,850	18,567	5,889	19,193	75,343	289,878
R6		65,159	243,880	3,854	19,874	5,808	20,510	74,821	284,264
R7		64,571	233,197	3,420	15,109	6,936	20,661	74,927	268,967

(5) リクエスト集計表

年 度		R3	R4	R5	R6	R7
種別(件)						
予 約	本 館	34,205	32,955	32,482	29,534	28,535
	移動図書館	5,639	7,149	6,844	3,800	3,592
	合 計	39,844	40,104	39,326	33,334	32,127
購入希望	希 望 件 数	1,359	1,326	1,297	1,094	971
	採 用 件 数	1,265	1,194	1,160	884	803
	採用率(%)	93.1	90.0	89.4	80.8	82.7



(6) 予約内訳別集計表

種別(件) 年度	カウンター	OPAC	WEB	予約合計
R5	14,675	1,342	23,309	39,326
R6	10,164	914	22,256	33,334
R7	9,419	755	21,953	32,127

※ OPAC … 館内検索端末

(7) 市内サービスセンター利用集計表(受取・貸出)

年 度		R5	R6	R7
SC				
駅 前	受取件数	340	379	495
	貸出冊数	621	692	924
銭 函	受取件数	403	496	438
	貸出冊数	997	1,278	1,306
塩 谷	受取件数	3	2	12
	貸出冊数	9	6	23

(8) 相互貸借(借受・貸出)集計表

年 度		R5	R6	R7
借 受	件数	165	253	201
	冊数	459	619	530
貸 出	件数	305	242	211
	冊数	647	507	378

※ 相互貸借 … 所蔵のない図書他館からの取り寄せや、逆の場合に他館へ貸出しを行い助け合うこと。

(9) レファレンス(調査相談)集計表

年 度	R5	R6	R7
件 数	4,437	4,830	4,111

※ レファレンス … 調べものの相談のこと

(10) 道立図書館利用登録件数

年 度	R6	R7
件 数	316	248

※ 令和6年度開始

(11) 各種広報媒体

各種媒体(紙媒体)	発行頻度	各種媒体(WEB)	更新頻度
◆ 図書館だより「しらかば」(一般向け)	毎月	◆ ホームページ	随時
◆ こどもとしょかんだより きっずおたる(子ども向け)	毎月	◆ Facebook	
◆ 移動図書館わくわくブック号 運行ダイヤ	年2回	◆ Instagram	
◆ 図書館要覧(利用概要)	年1回	◆ Youtube	

(12) 団体貸出

① 貸出文庫

団 体 名	
(1) 一般	
障がい者 支援施設	あさりファミリア
(2) 児童	
放 課 後 児 童 ク ラ ブ	桜小学校放課後児童クラブ
	奥沢小学校放課後児童クラブ
	朝里小学校放課後児童クラブ A
	朝里小学校放課後児童クラブ B
	朝里小学校放課後児童クラブ C
	長橋小学校放課後児童クラブ A
	長橋小学校放課後児童クラブ B
	桂岡小学校放課後児童クラブ
	銭函小学校放課後児童クラブ
	張碓小学校放課後児童クラブ
	手宮中央小学校放課後児童クラブ A
	手宮中央小学校放課後児童クラブ B
	花園小学校放課後児童クラブ
	幸小学校放課後児童クラブ
	稲穂小学校放課後児童クラブ A
	稲穂小学校放課後児童クラブ B
	山の手小学校放課後児童クラブ A
	山の手小学校放課後児童クラブ B
	山の手小学校放課後児童クラブ C
高校	小樽明峰高等学校
児童デ イ サービ ス	児童デイサービスくれよん
	児童デイサービスあっぱっぷ

23文庫

② スクールライブラリー便 / 脱スマホ便

小学校名	中学校名
忍路中央小学校	忍路中学校
塩谷小学校	西陵中学校
高島小学校	菁園中学校
幸小学校	松ヶ枝中学校
長橋小学校	向陽中学校
手宮中央小学校	潮見台中学校
稲穂小学校	桜町中学校
花園小学校	望洋台中学校
奥沢小学校	銭函中学校
潮見台小学校	9校/12校
桜小学校	
望洋台小学校	
朝里小学校	
張碓小学校	
桂岡小学校	
銭函小学校	

16校/17校

合計 25校/29校



(13) 移動図書館車「わくわくブック号」ステーション別貸出人数及び貸出冊数

ステーション名	貸出人数	貸出冊数		
		一般書	児童書	合計
1 ラポール東小樽前	84	409	21	430
2 ベイシティガーデン小樽前	127	485	3	488
3 若竹会館前	57	122	13	135
4 真栄龍徳寺前	194	590	4	594
5 蘭島駅前	41	205	6	211
6 塩谷団地市営5号棟前	19	61	11	72
7 忍路大忠寺前	7	38	0	38
8 塩谷サービスセンター前	2	3	0	3
9 ビレッジハウス銭函前	107	565	29	594
10 張碓町民会館前	31	86	19	105
11 ヤチダモ公園横	94	330	5	335
12 北海信用金庫朝里支店前	358	1,656	78	1,734
13 桂岡中央公園横	253	1,042	22	1,064
14 桂岡ひばりが丘公園横	169	821	6	827
15 星野会館前	182	389	838	1,227
16 銭函千葉歯科医院駐車場	274	992	48	1,040
17 あさりファミリア駐車場	50	209	12	221
18 望洋ふれあいセンター前	193	721	33	754
19 セブンイレブン桜町店横	148	586	28	614
20 さくら幼稚園前	138	374	293	667
21 奥沢中央町会会館前	32	155	9	164
22 真正寺駐車場	34	106	70	176
23 長橋久保組前	64	310	0	310
24 幸会館前	54	183	3	186
25 オタモイ育成院前	124	378	9	387
26 消防署オタモイ支署	89	443	20	463
27 北海道信用金庫高島支店前	11	26	0	26
28 祝津三浦水産前	30	177	0	177
29 高島団地市営52-2号棟前	6	11	11	22
30 祝津かもめ会館前	136	540	189	729
31 手宮公園会館前	51	239	13	252
32 豊川郵便局前	139	439	5	444
33 赤岩会館前	22	92	38	130
34 児童行事・その他	100	122	368	490
合 計	3,420	12,905	2,204	15,109

※運行日数 176日・運行回数 606回



7. 令和7年度事業実施状況

(1) 事業実施一覧（◎一般・◆児童・★全対象）

開催日	行 事	内 容	開催数	参加数
5月6日	◆ 第9回としょかん発おたる子ども読書の日	こぐれけいすけスペシャル 市長による絵本の読み聞かせ どきどき司書体験 本の迷宮探検 おたる子ども劇場人形劇サークル「ぐうちよきばあ」のおはなし会SP たるばとブックフェスティバル 来て！見て！わくわくブック号	-	29人 42人 1人 13人 21人 87人 65人
8月2日	◆ めざせ！図書館マスター	図書館の仕事を体験する	-	2人
8月8日	◆ めざせ！図書館マスター レベルアップ編	図書館の仕事を体験する	-	1人
8月17日	★ 平和映画上映会	平和について考える映画の上映。総務課共催	-	20人
9月5日	◎ 出前講座 「法務局における自筆証書遺言書保管と相続について」	自筆証書遺言書保管、遺言書、相続についての講座 札幌法務局小樽支局共催	-	16人
9月25日	◎ 講演会 「がん検診に行こう！～あなたと大切な人のために」	市民へのがん啓発のため、専門家を招いて、がんについて学ぶ	-	34人
10月5日	★ 雑誌リサイクル市	保存期間の過ぎた雑誌を無料提供	-	540冊 108人
10月11日	◆ 中・高生向けワークショップ	宮澤賢治の著作に関連したワークショップ	-	3人
10月29日	◆ 大人のおはなし会	「札幌おはなしの会」によるおはなし会	-	12人
11月3日	◆ 人形劇の会	おたる子ども劇場人形劇サークル「ぐうちよきばあ」による人形劇	-	97人
11月16日	◎ 手彫りガラス体験ワークショップ	手彫りガラス体験	-	12人
2月14日	◆ めざせ！図書館マスター 実践編	図書館の仕事を体験する	-	2人
3月8日	◆ 講演会 「絵葉書でふりかえる小樽 ～小樽図書館デジタルライブラリーより」	ホームページのデジタルライブラリーにアップした、当館所蔵の絵葉書について解説（講師：渡辺真吾氏）	-	12人
随時	★ まち育てふれあいトーク	暮らしに役立つ図書館の利用ガイダンス・おはなし会を実施	17回	996人

(2) 事業実施一覧（定期事業）

開催日	行 事	内 容	開催数	参加数
随時	◎ おたる図書館シネマ座	映画の上映	6回	112人
随時	◎ ミュージックプロムナード	CDコンサート（テーマによる曲解説付）	4回	18人
毎週金曜日 (月末除く)	◆ たるびよタイム	0歳児から未就園児と保護者対象とのおはなし会等	38回	170人
毎月第1・3 土曜日	◆ たるばとクラブ	小学生を対象としたおはなし会、工作、アニメ上映会など	23回	238人
毎月第2 水曜日	◆ おはなしの会	おたる子ども劇場人形劇サークル「ぐうちよきばあ」によるおはなし会	11回	63人
毎月2回	◆ ブックスタート事業	保健所の乳幼児10か月健診時に絵本の配布と読み聞かせ（小樽市ブックスタート協議会）	24回	295人

(3) 事業実施一覧（学校連携）

摘要	行 事	内 容	参加校数等
継続	◆ スクールライブラリー便・脱スマホ便	小中学校図書館読書活動用図書の貸出し	小16校・中9校
継続	◆ 施設見学（職業体験・利用体験を含む）	図書館を活用した体験活動	延べ 小20校・中5校
継続	◆ おはなし会・ブックトーク	まち育てふれあいトークの再掲	延べ 小7校・中3校
継続	◆ 学校図書館通信たるばとレポート	学校図書館の活動報告・新刊紹介等	不定期
継続	◆ 学校司書支援	学校読書及び資料相談・学校司書会議等	小12校・中3校
継続	◆ 学校ブックフェスティバル	小中学校向けおはなし会・本のお宝さがし等	小3校 588人
継続	◆ わくわくブック号がやってくる	移動図書館バスの利用体験	延べ小7校 延べ中3校 227人

(4) 資料展示開催状況

○は連携協力展示(●他課・市議会・国機関等 ◎学校 ○市民) ◆は独自展示

開催月	テーマ		
	一 般	児 童	郷 土
4	●図書館で学ぶ・交通安全 ◆新着！ ●春の火災予防運動	◎菁園中学校POP展 ～菁園中→花園小におすすめの本～ ◆みる しる たのしむ 図書館	
5	◆野鳥観察を楽しもう ◆Green	◆海の生き物 大集合！	●おたる市議会だより100号記念パネル展 ◆豊かな海のために。
6	●あなたの命を守るがん検診 ●そうだ！起業しようかな ◆御寄贈 北海道コカ・コーラボトリング株式会社様	◆祝 ミッフィー誕生70年 ～うさこちゃんといっしょに、広げよう おはなしの世界～	
7	●図書館で学ぶ・交通安全 ◆こんな夏休みもいいかも！ ◆キャワキャワかわちい 動物編	◆読書感想文コンクール 課題図書・ 指定図書	●小樽市民大学 ●小樽市都市景観賞 ◆どーみんの日 われら、どう世代
8	○アナタニサマのおすすめ本 ◆山の日 ●自動運転EVバスを体験してみませんか？ ◆戦後80年 ●図書館アニメパーティー ●ふくかんちよーのぶち展示「骨粗しょう症」 ●備えよう★遺言と相続	◎西陵中学校読書ゆうびん ◎菁園POP展 ～菁園中→花園小におすすめの本～	●函館税関管内外国貿易実績
9	●まもうよこころ ●デコ活 ●あなたの地域で認知症とともにいきいきと暮らす ●こっち見て！秋の交通安全運動 ●もういいかい？まーだだよ。結核・呼吸器感染 症 予防週間 ●がん検診に行こう！たるトク健診に行こう！		●炭鉄港関連イベント
10	●小樽市国保「たるトク健診」のお知らせ！ ●元気が一番!! ピンクリボン月間乳がん検診啓発活 動 ◆図書ของ秋冬コレクション ○おたる BookArtWeek 2025 「千葉茂樹さんが訳した本」 ●秋の火災予防運動	○お月見しましょ！ ○本との出会いを創る会さんからのプレゼント ◆柴田ケイコ ワールドへようこそ	
11	◆犬の日特集 ◆今年の漢字 ●凍結路面にご注意！*冬の交通安全運* ◆冬の感染症予防	◆日本の伝統文化を知ろう ○桜 ○よんでまなぶプログラミングの世界 ◎西陵中学校・潮見台中学校 職業体験POP 展 ◆ミニミニブックフェスクリスマススペシャル	◆2つの寄贈書は見えていた…大正時代の 小樽と日本 ◆硝子・ガラス・glass
12	◆寿司の世界 ●深海に灯るすてきな光 ◆紅白本合戦 ◆御寄贈いただきました！	●小樽人権擁護委員コラボ ◆こどもたちに読んでほしい200冊 ○御寄贈いただきました！	●OTARU STORY BOOK ●小樽商人塾
1	◆豊臣兄弟！	●こどもたちの作品展「小さなアーティストたち」 ●給食センターコラボ	
2	◆スイーツ特集 ◆歌舞伎の世界	◎奥沢小「本の帯」展・手宮小「POP」展 ◎小樽双葉高等学校インターンシップPOP展 ●「稲穂スラガーズ」新入団員応援展示	●ふくかんちよーの勝手に応援展示 「小樽港防波堤施設」 ◆絵葉書でふりかえる小樽・北海道 ～小樽図書館デジタルライブラリーより～ ●夢応援(北照高校甲子園出場記念)
3	◆気になる展 ◆キャワキャワかわちい キャラクター編 ●女性の健康週間 ●まもうよこころ	◎菁園POP展 ～菁園中→花園小におすすめの本～ ◆追悼 山中恒さん	
計	一般展示	44回	このうち、連携協力展示
	児童展示	25回	● 他課・市議会・国機関等 35回 ◎ 学校 7回 ○ 市民 7回
	郷土展示	14回	

※展示期間が複数月にわたる場合は開始月に記載

市立小樽図書館条例

全部改正 昭和57年12月24日条例第38号

最近改正 平成28年 7月13日条例第40号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づき市民の教育と文化の発展に寄与するため、市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
市 立 小 樽 図 書 館	小樽市花園5丁目1番1号

(事業)

第3条 市立小樽図書館(以下「図書館」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理、保存及び利用についてのこと。
- (2) 貸出文庫、巡回文庫及び移動図書館についてのこと。
- (3) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会及び資料展示会等についてのこと。
- (4) 館報その他読書資料の発行等についてのこと。
- (5) 時事情報及び参考資料の紹介等についてのこと。
- (6) その他必要と認めること。

(職員)

第4条 図書館に館長及び必要な職員を置く。

(入館の制限等)

第5条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号の一に該当する者に対しては入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 建物、付属設備、図書館資料又は備付の物件をき損し、又は滅失するおそれのある者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(損害の賠償)

第6条 利用者が、その利用により建物、付属設備、図書館資料又は備付の物件をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害の額を賠償しなければならない。

(図書館協議会)

第7条 法第14条の規定に基づき、図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 委員会が行う公募に応じた者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 7 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 協議会の会議(以下単に「会議」という。)は委員長が招集し、委員長はその議長となる。
- 10 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員(議長である委員を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 13 協議会の庶務は、図書館において行う。
- 14 この条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

(分館等)

第8条 委員会が、必要と認めるときは分館及び閲覧所等を設置することができる。

(廃止)

第9条 図書館を廃止するときは、市議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行日において、現にこの条例による改正前の市立小樽図書館条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による協議会の委員である者は、旧条例による任期内に限り、この条例により選任された者とみなす。

附 則（平24.3.15条例18）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平28.7.13条例40）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の市立小樽図書館条例第7条第3項の規定、第2条の規定による改正後の小樽市総合博物館条例第8条第3項の規定、第3条の規定による改正後の市立小樽文学館条例第8条第3項の規定及び第4条の規定による改正後の市立小樽美術館条例第16条第3項の規定は、それぞれこの条例の施行の際現に在任する図書館協議会、博物館協議会、文学館協議会及び美術館協議会の委員（以下「各委員」という。）の任期満了後に行われる各委員の選任から適用する。

市立小樽図書館条例施行規則

全部改正 昭和58年1月22日教委規則第3号
最近改正 令和6年3月29日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 市立小樽図書館条例(昭和57年小樽市条例第38号)の施行については、この規則の定めるところによる。

(開館時間及び休館日)

第2条 市立小樽図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、次の各号に掲げる日(次項の規定により休館日に当たる日を除く。)の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
午前9時30分から午後5時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後7時まで

2 図書館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 月曜日(同日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合を除く。)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 整理日(毎月の最終金曜日をいう。)

(4) 特別整理期間(教育委員会(以下「委員会」という。)が定める6月中の6日間をいう。)に当たる日

3 委員会は、必要があると認めるときは、前2項に定める開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(職員)

第3条 図書館に館長のほか、事務長、主査その他必要な職員を置く。

2 図書館に副館長及び副主査を置くことができる。

3 館長は、上司の命を受けて、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副館長は、館長を補佐して、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 事務長は、上司の命を受けて、館務を掌理する。

6 主査は、上司の命を受けて、その処理すべきものとされた事務を掌理する。

7 第3項から前項までに規定する職員以外の職員は、上司の命を受けて、館務に従事する。

(館内利用)

第4条 図書館の所有する図書その他資料(視聴覚教育の資料を除く。以下これらを「図書館資料」という。)を利用しようとする者は、図書閲覧票(様式第1号)に所定の事項を記入し、申し込まなければならない。

2 図書館資料は、所定の場所で利用しなければならない。

(館外利用)

第5条 前条の規定にかかわらず、市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者及び館長が特に認める者は、図書館資料の貸出しを受けて、館外における利用(以下「館外利用」という。)をすることができる。

2 初めて館外利用をしようとする者は、館長に利用者カード申込書(様式第2号)を提出し、及び身分を証明することができるもので館長が認めるものを提示し、利用者カード(様式第3号)の交付を受けなければならない。

3 利用者カードの交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは利用者カードを提示しなければならない。

4 図書館資料の貸出しは、1人につき10冊以内とし、その貸出し期間は2週間以内とする。

5 利用者カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

6 利用者カードを紛失し、若しくは損傷したとき又はその記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

7 次の図書館資料は、貸出しをしない。

(1) 貴重な郷土資料

(2) 各種新聞、官公報及び新着雑誌

(3) 辞典、事典、年鑑及び地図

(4) 前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認めたもの

(視聴覚教育の資料及び機器の利用)

第6条 視聴覚教育の資料(以下この条において「資料」という。)は、映画フィルム、スライドフィルム、紙しばい、ビデオテープ、録音テープ及びレコードとする。

2 資料は、市内の学校、社会教育関係団体その他館長が適当と認めた団体(以下この条において「団体」という。)に貸出しするものとする。ただし、大型版を除く紙しばい(以下この条において「紙しばい」という。)については、この限りでない。

- 3 資料の貸出しを受けようとする団体は、視聴覚資料貸出し申込書(様式第4号)を館長に提出しなければならない。
- 4 資料は、その使用について次の各号のいずれかに該当するときは貸出しをしない。
 - (1) 営利を目的として使用するとき。
 - (2) 特定の政党の政治的活動及び特定の宗教的活動のために使用するとき。
 - (3) 前2号に掲げるほか、館長が不適当と認めたとき。
- 5 資料の貸出し期間及び貸出し数量については、館長が定める。
- 6 紙しばいの館外利用については、各項に定めるもののほか、前条の規定を準用する。
この場合において、同条第4項中「10冊以内」とあるのは、「2巻以内」と読み替えるものとする。
- 7 視聴覚機器を使用しようとする団体は、視聴覚機器使用申込書(様式第4号の2)を提出し、館長の承認を受けなければならない。

(貸出し文庫及び巡回文庫)

- 第7条 貸出し文庫及び巡回文庫(以下「文庫」という。)は、10人以上で構成される市内の団体が開設することができる。
- 2 文庫を開設しようとする団体の代表者は、文庫開設申請書(様式第5号。以下「申請書」という。)を、館長に提出しなければならない。
 - 3 館長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、必要な事項を審査し、文庫を開設することが適当と認めたときは、文庫開設承認書(様式第6号)を交付するものとする。
 - 4 文庫に対する図書館資料の貸出し期間及び貸出し冊数については、館長が定める。
 - 5 文庫を開設している団体が文庫を廃止するときは、貸出しを受けている図書館資料を返納し、文庫廃止届(様式第7号)により館長に届け出るものとする。

(移動図書館)

- 第8条 委員会は、必要な地域に移動図書館を設けることができる。
- 2 移動図書館の利用については、第5条第1項から第6項までの規定を準用する。

(図書館資料の寄贈)

- 第9条 寄贈を受けた図書館資料は、その品目、員数及び寄贈者の住所、氏名等を記録して保管しなければならない。

(個人の所有する図書等の預かり及び閲覧)

- 第10条 個人の所有する図書その他資料(以下これらを「図書等」という。)を図書館に預け、公衆の閲覧に供しようとする者は、当該図書等の品目、員数等を詳しく記載した文書等を委員会に提出してその承認を得た後、当該図書等を図書館に送達するものとする。
- 2 前項の図書等は、別に定めのある場合を除き、図書館資料と同様に取り扱わなければならない。

(委任)

- 第11条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

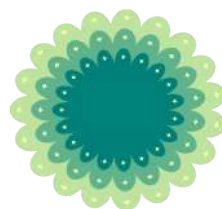
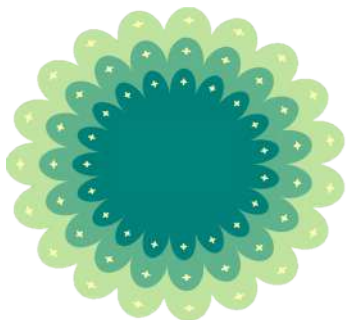
- | | | |
|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 附 則(昭60. 2. 8教委規則1) | 附 則(平元. 1. 8教委規則1) | 附 則(平2. 4. 4教委規則10) |
| 附 則(平3. 2. 12教委規則1) | 附 則(平3. 4. 24教委規則2) | 附 則(平6. 3. 30教委規則7) |
| 附 則(平10. 3. 26教委規則4) | 附 則(平10. 6. 25教委規則11) | 附 則(平13. 3. 29教委規則5) |
| 附 則(平15. 10. 17教委規則9) | 附 則(平17. 3. 25教委規則9) | 附 則(平18. 10. 5教委規則6) |

附 則(平21. 10. 5教委規則12)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年11月1日から施行する。
 - (市立小樽図書館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
 - 3 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の市立小樽図書館条例施行規則の規定により作成された用紙がある場合は、当分の間、これに必要な訂正を加えた上で使用することができる。
- 附 則(平28. 3. 30教委規則7)
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(令6. 3. 29教委規則3)
- この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式(略)



市立小樽図書館イメージキャラクター たるばとちゃん

